

予算を計上していたが、小型の機械になり、今の施設内に納まるということとで減額させていただいている。また性能については、発泡スチロールを機械に入れ、溶かし、五十分の一大きさにすることができ。福生市では一日二トントラック三、四台ぐらい入ってくるので、それが四個ぐらいできる。それを三カ月分ストックし、最終的にはプラスチックの原材料として再利用のために引き取ってもらうとの答弁がありました。

また委員より、施設改良費の光熱水費の補正は額が大きいようだが、補正の理由について伺いたい。理事者より、福祉会館の空調関係のガスバーナーの着火部分に不良が生じ、改良したが、元年度、二年度の状況から見て大幅に燃料を使用してしまっており、今後の暖房の使用の時期等を考慮すると、支払いが足りなくなってしまうということから、今回、補正をお願いしたとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で各委員長等の報告は終わりました。
これより各委員長等の報告に対する質疑を行います。

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
（「なし」と呼ぶ者あり）

これより議案第百八号について採決いたします。
本案に対する各委員長等の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、各委員長等の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君） （「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、各委員長等の報告のとおり可決さ

れました。

○議長（赤星行人君） 日程第四 議案第百九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、副委員長から報告をお願いします。

（厚生副委員長 野口秀世君登壇）

○厚生副委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号、平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより副委員長長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百九号について採決いたします。

本案に対する副委員長長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、副委員長長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百九号は、副委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第五 議案第百十号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百十号、平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明後、質疑に入りました。

委員より、下水道整備費の管渠新設改良費で四千六百三十八万円の追加補正であるが、引き続きこれに関連して負担金という形で出てくるのか。理事者より、今後の事業計画としては三・四・五号線について、五日市線踏切から下流部分の約三百三十一メートル、口径として四百五十一から七百ミリの雨水管を入れる計画があり、今後協定の中で協議をしたいと考えているとの答弁の後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決した次第であります。

何とぞ、当委員長報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、審査報告とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

○これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第百十号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第六 陳情第三一八号 高齢者専用の公営住宅の建設についての陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、副委員長から報告を願います。

（厚生副委員長 野口秀世君登壇）

○厚生副委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、陳情第三一八号 高齢者専用公営住宅建設についての陳情書につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本陳情の審査は、六月十四日、六月十八日、九月十日、十一月二十二日、そして十二月十日と五回にわたり行われました。今回の審査の中での意見といたしまして、いろいろと勉強をさせていただいたが、趣旨は賛成するが、一つ一つの項目を見ると、検討課題はいろいろあるところだが、やはり受け入れ態勢としては前進させていかなければならないと思うので、採択されたいとの意見。

またこれからの高齢者のことを考えると、こうした陳情の趣旨はよくわかるし、必要なことなので、早期に採択されたいとの意見が出た後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第でございます。

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案第百十五号、福生市組織条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

説明に先立ちまして、本案の提案に当たりまして、内部での検討に時間を要し、議案としての提案がおくれましたために、今定例会の最終日となります本日、ここに御審議をお願い申し上げます。御審議をお願い申し上げます。

第二期の総合計画の推進、緊急の行政課題などを考えますとき、何とか平成四年四月には新組織によります対応をいたしたいと考えておりますところから、特別なお取り計らいをお願い申し上げます。また、特段の御配慮を賜りまして、深く感謝を申し上げます。

当市の組織につきましては、基本的な考え方として、三年を周期に見直しをすることといたしておりますが、福生市の第二期の総合計画が昨年からのスタートし、平成四年には三年目を迎えますことと、新たな行政課題も出てきておりまして、二十一世紀に向けての輝くまちづくりのため、必要な対応をいたしたいとの判断がされますことから、今回その改正をお願い申し上げます。

今改正の基本的な視点といたしましては、まず総合計画の着実な推進、二つには緊急課題に対する対応、三つには各種行政施策要望への対応、四つには行政改革大綱に沿った組織の点検、五つには上部機関等からの業務点検の質に対する対応、六つには組織の主体性と活性化の促進を基本的な視点といたしまして組織の点検をし、改正案としてまとめたいところでございます。

このような視点に立ちまして、部の組織といたしましては、市長部局で市長公室、及び都市整備部の二部を新設いたしました。このほか教育委員会事務局では、次長制から二部制の学校教育部、社会教育部とし、一部の新設をいたしております。

また現行の行政推進担当につきましては、特命で当たっております片倉跡地の有効活用、多摩川の水量の増加と水質問題、福生駅東口自転車駐車場問題、あるいは都市美推進など、それぞれに方向が見えてまいりまして、事案により担当部に引き継がれるところまでまいりましたので、その業務内容を、いわゆる

るソフト部分は企画財政部で引き継ぎ、ハード部分は主に都市整備部において当たることとし、組織上は廃止することといたしました。この結果、部の組織といたしましては、市長部局、行政委員会各部局あわせまして十部となっております。お手元にお配りいたしました組織条例の改正に伴います関係資料中、三ページの改正組織機構案のようになっておるところでございます。

今回、部の組織を増設することといたしましたのは、市長公室におきましては、渉外事務中、防衛補助事業に対する新たな展開が求められておりますことや、基地問題につきましては、東京都の動きを初め、いろいろな動きがございますし、これら諸情勢に対する情報の把握や判断の適正など、市としての誤りなき対応を図る必要があることなどから、部長職を配置し、充実を図ろうとするものでございます。あわせて広報・広聴部門を統合し、報道や市民の苦情、要望への即応型の組織にしようというものでございます。また、都市整備部につきましては、現行の建設部を分割し、都市計画、都市基盤整備、あるいはこれらに伴います用地買収などの部署を一つに統合し、都市基盤整備の推進を図ろうとするものでございます。

教育委員会事務局の学校教育部及び社会教育部の二部制につきましては、学校教育につきましては、市議会からも充実の御指摘をいただいているところでございますし、また本市における社会教育施設も公民館、図書館、体育館、それらの分館、さらには補助執行をしております市民会館、地域会館と多くなっております。まいりまして、これらの有機的活動が今後の生涯学習の推進に大いに重要になってまいっておりますので、これらの点を踏まえて検討の結果、二部制の提案となっております。

また、今回の改正の特徴的な点は、各部の主体性を持ち、今後の業務の進捗を図るための計画部門、あるいは計画担当部署の配置でございます。総務におきましては、地域防災課の配置による防災計画の改定、市民部におきましては、清掃課の廃止によります廃棄物処理計画、リサイクルへの取り組み、福祉部におきましては地域福祉計画、老人福祉計画等の福祉計画への取り組み、都市整備部におきましては、都市基盤整備に向けての拠点交通整備計画への取り組み、社会教育部におきましては、生涯学習時代を踏まえての、福生市におきます社会教育事業の体系的整理などに対応できる組織として整備しております。

さらに企画財政部におきましては、これらの部門との連携を強化し、個別計画との総合性を図るべく組織としての見直しと、人員の増強をいたしました。

それでは、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。資料のページ及び二ページを御参照いただながら、お聞き取りいただければと存じます。

本条例は市長部局におきます部の組織につきまして規定をしております。第一条は組織上の配列として市長公室を企画財政部の前に置き、都市整備部を福祉部の次に置くことを定めまして、第一条の本文中において、部の単位の組織として「室及び部」に改める旨を規定しております。

次に、第一条第二項は、行政推進担当につきましては、その目的を果たしましたので、組織上から削除することとし、その旨規定しております。

第二条は、各部の事務分掌について規定しております。本文につきましては第一条が一項だけの条文となりましたのでその旨を規定し、かつ第一条同様、部の単位の組織として「室及び部」に改め、現行の企画財政部中、広報、広聴に関するものを削り、以下の分掌について順次繰り上げて整理し、その前に市長公室の分掌について定めております。市長公室の分掌は、現行の総務部の分掌中、秘書及び交際に関するもの、主要施策の渉外に関するもの、基地対策に関するもの、市議会との連絡に関するもの、及び企画財政部の広報広聴に関するものを分掌することと規定しております。

次の、総務部につきましては、市長公室に移管しました事務を除きました事務と、新たに市民部から移管されました「消防その他住民の安全に関するもの」を加えて分掌といたしております。なお、ここで現行分掌中の主要業務につきまして、一号として「儀式及び表彰に関するもの」、三号として「電子計算機に関するもの」につきまして追加しております。

次の、市民部につきましては、第六号に規定してありました消防その他、住民の安全に関するものにつきまして、総務部に移管いたしましたので、削ることとしております。

福祉部につきましては、分掌上現行と変化はありません。

建設部につきましては、現行の建設部から分割され、都市整備部が設置されますので、まずその分掌を

定めておりまして、同部の分掌は「都市計画及び地域開発に関するもの」「用地の取得に関するもの」

「建築及び施設に関するもの」を所管することといたしております。

次に、改正後の建設部につきましては、都市整備部に移管いたしました事務を除いた事務につきまして、分掌することといたしております。

第二条第二項につきましては、行政推進担当の分掌について定めておりましたが、組織上なくなりますので、削ることといたしました。

なお、本条例の施行につきましては、平成四年四月一日から施行いたしたく、付則において規定いたしました。

以上が本条例の提案理由、並びにその内容の説明でございます。なお、議会事務局、教育委員会の事務局、教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局の組織につきましては、それぞれの規則、規定で定めることとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ここで若干各部内の組織についてあわせて触れさせていただきます。まず課について説明を申し上げます。資料七ページから御参照いただければと存じます。課の組織といたしましては、総務部に環境防災課から従来の防災係を移管し、課の組織として「地域防災課」を設けました。同課では交通安全、駅前自転車対策、防犯、行政協力員との連携等の事務、並びに災害対策、消防、自主防災、防災行政無線等の業務に従事することといたしております。

市民部におきましては、従来の環境防災課を分割し、防災関係の業務を総務部に移し、廃棄物処理やし尿処理、収集などの清掃関係の業務を担当しております。清掃係を課といたしまして、廃棄物処理計画の取り組み、分別収集、リサイクルなどの徹底に努めることといたしました。

福祉部におきましては、大幅に業務の編成がえをいたしておりますが、これは従来の福祉六法を中心とします法内、法外の業務分けの組織から、福祉上の支援を必要とする対象者別の業務の組織へと編成がえをいたしました。すなわち改正後の福祉課におきましては、生活保護並びに各種委員、及び外郭団体関係の事務を担当し、厚生課におきましては、高齢者、障害者福祉の事務を担当し、福祉計画、福祉センター、

仮称建設事務担当におきましては、高齢者福祉十カ年戦略を踏まえた地域福祉計画等の福祉計画の策定と、予定されております福祉センターの建設準備に専門的に当たることといたしました。児童課につきましては、幼児・児童及び母子等の事務につきまして担当することといたしております。なお健康管理課につきましては、従来どおりでございます。これによりまして福祉部では二課が新設をされております。なお福祉事務所長については、福祉部長が兼務することといたしております。

次に、現行の建設部につきましては、都市基盤にかかわります計画及び開発部門として、都市開発部と土木、上下水道部門としての建設部に分割し、都市整備につきましては、新たに区画整理等の面的整備及び都市計画道路などの線形的整備を進める地域開発課と、今後、区画整理や都市計画道路等の整備の進捗により、事業の拡大が見込まれます用地課の二課が新設されております。

また、教育委員会事務局については二部制といたしました。学務指導課から学務係が庶務係に移管され、指導業務中心の指導室といたしました。新設の社会教育部には、従来の社会教育課体育館、市民会館、公民館、図書館が属し、福生市における社会教育の一貫した施策の体系づけを行い、生涯学習時代への対応を進めることになりました。なお、図書館につきましては、夜間開館を進めてまいります。

以上、課の組織につきましては、五課が増設になっているところでございます。

続きまして、係について説明を申し上げます。資料はまた六ページから御参照いただきたいと存じますが、係につきましては全体で三係三担当の増設となっております。まず企画財政部企画調整課におきまして、現行は企画調整の二担当になっておりましたが、両担当を一つに統合し、企画調整担当の三担当とし、計画の総合性と専門性を高めることといたしました。

財政課におきましては、検査係の新設となっております。これは従来、契約物品等の検査につきましては、担当を専任して当たらせておりましたが、業務を担当しながら検査に当たるということで、検査の責任と業務の負担とが重なり、過重になっておりましたところから、検査の適正と業務への集中を図るため、一定額以上の検査については、専門的に担当させる職として設置するものでございます。

同部の税務課におきまして、固定資産税係に土地担当の係長相当職を配置することといたしました。こ

れは今後の土地評価替への対応と、評価額の公表の制度化が予定されるところから、資産税係の組織体制の強化を図ろうとするものでございます。

次に、総務部におきましては、現行の環境防災課防災係につきまして、市民部から移しまして地域防災課とし、係として地域防災係といたしました。ここには先に課の新設について御説明申し上げたとおりでございます。なお、同部内では用地係が都市整備部に移り、かわって配置人員の変更はございませんが、現行文書職員課電算事務係が庶務課に移っております。これは市で導入しております電算機による処理業務が今後とも増加することが見込まれますことや、一方、文書職員課においては、文書公開に向けての文書管理などの準備作業をさらに進めていくことなどがございまして、配置を検討したところでございます。

次に、市民部でございますが、保険年金課におきましては、保険係を分割し、給付係と保険税係といたしました。国民健康保険業務に関しましては、いろいろと検討を重ねたわけでございますが、組織といたしましては給付と課税、徴収の関連が強いものですから、市民部の中で対応することとさせていただきます。現行の係を二係に分割し、懸案の解決に当たりたいと存じます。

また、清掃課につきましては、現行の防災係が総務部に移り、清掃係を二係に分割し、庶務係において廃棄物処分計画や分別収集の徹底、あるいは内部事務などに当たり、清掃係において粗大ごみ収集、及びリサイクルセンターでの分別、埋め立ての業務を担当することといたしております。

次に、福祉部につきましては、前述のとおり従来の法内、法外という法を中心とする業務分担の考え方から、福祉施策の支援を必要とされる対象者ごとに業務分担する組織と考え方を転換いたします。このため現行の業務の入れ込みがございまして、お手元の資料一三ページに、福祉部担当業務新旧比較表をつけてございますので、御理解を賜りたいと存じます。この結果、係としての実質的な増設は、改正後の厚生課に庶務係を設けまして、経理事務及び外郭団体との連絡調整などに当たることとしております。なお、福祉計画につきましては、担当の課長相当職を設けましたが、計画の実務を担当する組織として係長職の計画担当を配置することといたしております。

次の、新設の都市整備部におきましては、都市計画課に新たに指導調整係を設けまして、他市と比べ比較的業務量の多い国土利用計画法の委任事務を考慮し、あわせて宅地開発指導要綱に關します事務を担当することといたしております。地域開発課につきましては、現行の都市開発課から地域開発係が分離して課となり、そこに係として地域開発係の配置といたしました。用地課につきましては、総務部庶務係が移り、課の組織として担当がかわりまして、用地係の配置となっております。

改正後の建設部につきましては、下水道課におきまして、現行の排水設備係が管理係に統合され、管理普及係と名称を改めております。これは下水道の業務量が未水洗化問題が残っておりますが、汚水から雨水に業務の主流が移り、事務量が減少してきていますところから、統合による業務の弾力的対応と、未水洗化対策の総合的取り組みを図っていかうとするものでございます。なお土木課、水道事務所につきましては、変更がございません。

次の収入役の補助組織であります会計課につきましても、今回改正はございません。

次に、教育委員会の事務局及び教育機関でございしますが、二部制となりましたが、特に新設された係はございません。課の組織として指導室が指導にかかわります業務の課となりましたので、庶務課に学務係が移りまして、庶務課は三係体制となったところでございます。なお図書館につきましては奉仕係の増員を図り、夜間開館についての対応をまいりたいと存じます。

次の、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局につきましては変更はございません。

以上、今回の組織機構につきまして概要御説明を申し上げます。この改正に伴いまして、十四人の職員の増加となり、総数におきましては四百五十一人となる見込みでございます。事業の進捗など見直しをしつつ検討をまいりましたが、新規の行政需要も山積しておりますので、今回の改正をお願い申し上げます。以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第百十五号につきましての提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。慎重御審議を賜りまして、原案を御決定を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

十一時十分まで休憩をいたします。

午前十時五十分 休憩

午前十一時八分 再開

○議長（赤星行人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 三点、四点伺っておきたいと思ひますけれども、まず、提案理由の説明の中で、野沢部長の方から六つの基本的な考え方というふうに伺いました。その中で、私の方で伺いたいののは、今の組織改革に關しましては、具体的な市民サービスといった点から言いますと、どういう形の施策が盛り込まれているのかという、サービスの向上ということについて伺っておきたいと思ひます。多分そのことは三番目におっしゃった各種要望からのところでこれを考えているというふうに、要約すればそうだと思いますけれども、その中に含まれている形だと思ひます。その中で、市の執行側の見解であるところの、ここが市民サービスについての強化充実をしたという形での組織改正の中身だということをお伺いいたします。住民サービスについてはどのように考えているかということをお伺いいたします。

それから、新規の事業という形でも幾つかの分類が行われております。その中で、全体としては提案理由の説明の一番最後に、今回に關しましては十四名の増員であるというふうに伺っております。この後定数の十四名の増員という形で、今期退職なされる方を含めたいと思ひますけれども、そうした場合、現実には四月一日からこの条例に基づいて、施策を行っていききたいという形ですから、新規採用についてはどのような形になっているかということをお伺いしたいと思います。もう採用試験が終わりまして、待機状態、内定状態になっている形なのかもしれませんけれども、充足はどのような形で行われるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、今の新規事業ということにかかりまして、先ほどのサービス部門の充実という形に重なるかもしれませんけれども、もう一度新規事業はこのような形で行うために組織を改正するのだということについて、中身をもう一回整理させていただけますでしょうか。

それから、次には具体的な人員配置の問題で、今現実に、この組織条例の改正前の状態で、私どもの市の職員の男女比というのはどのような形になっているかということをお伺いしたいと思います。

以上、三、四点ですけれども。

○企画財政部長（野沢久人君） 私の方から一点目と三点目の関係につきましての説明をさせていただきます。二点目、四点目につきましては、総務部長の方からお願いを申し上げたいと思いますので、よろしく願います。

まず、今回の組織改正による市民サービスの向上について、考え方といったようなところでの御質問がございました。役所の部門と申しますのは、すべての部分が窓口を持っていると、市の場合にはそういうことも言えるわけでございますけれども、その中でもそれぞれ専門的な形で、特に市民の方とのかかわりの多いところというものがございます。今回の組織改正にしましては、全体的な組織の見直しを行う中で、総体的に組織の中で市民の方々へのサービスが充実できるようにという考え方に立っておりますのと、さらには、そのことは同時に我々職員に対する姿勢、あるいは態度といったようなものについてもかわってくるのだらうと思いますが、今回の組織改正に主としてかわりましたところを御説明申し上げます。

まず、市長公室の関係でございますが、一つは広報、市民相談等をいわゆる市長に直結する形でのシステムにさせていただきました。この部分と申しますのは、いろいろな市民からの相談、そのほかがございますので、そういったものを入れて、それから市民の方々にお知らせをしていくというような形でのサービスの拡充でございます。市民参加も含めまして、そんなふうに考えております。

それから、税務の関係では用地等についての、土地の問題等につきましての部門を、いわゆる専門性を高めて、サービスが充実できるようにといったようなことも考えております。

それから、総務関係では地域防災の関係でございますが、これは町会、交通安全、それから地区の各市の防災組織といったようなものとの関連が非常に強いところでございますので、今回課の組織にいたしまして、そういった市民の方々へのサービス面での援助、充実ができるような形を考えているところでございます。

それから八ページでございますが、市民部の関係が出ています。でございますが、市民部の関係につきましては、市民課については特段の変更はございませんけれども、保険年金等の関係の税の関係の充実、あるいは清掃課の充実という形で、清掃関係の仕事に関する各種の問題に対応できるような形のことを考えたところでございます。

それから、福祉部に関しましては、総体的に先ほど提案理由の説明の中で申し上げましたとおりでございますが、いわゆる全体に、今までの係あるいは課に分かれていた、あるいはそれぞれの窓口の別々に行かなくてはならなかった方が、今回の改正によりまして、生保の方は福祉課に行っていただければよろしいと、あるいは高齢者、あるいは障害を持たれた方につきましては、厚生課に行っていただけばよろしい。それから児童、幼児等に関しましては、児童課に行っていただけばよろしいというふうな形を取りまして、それぞれのところで、全体的なその対象の方々の問題については、一括して処理ができるような体制を組ませていただいたというふうなことで、さらには、そこにやはり職員といったも、一定の形の増員等を考えました中で進めさせていただきたいというふうな、思っているところでございます。それから都市整備、あるいは建設部、それから教育委員会の各部、課、係、それぞれに同じような形で窓口の事務がそれぞれございますけれども、そういったものについても、今後そういう基本的な考え方に沿いましての仕事を、ぜひ進めていただきたいというふうな考え方で進めてきているところでございます。そんなことが一点目の市民サービスの関係についてでございます。

それから、新規事業の関係につきましてでございますけれども、これにつきましては、幾つかの課題が今までの中で出されているところでございまして、総合計画上の課題といたしましては、国際化施策の推進の問題がずうっといろいろ出てきているところでございます。これにつきましては、今後、企画調整

のところを取り扱う形をはっきりさせまして、そこを中心にした形で各セクションとの調整をしながら、全体的に取り扱っていく形になります。

それから、高齢化施策につきましては、今申し上げたとおりでございまして、福祉部を充実することを中心にした形で、あるいは企画調整の方での全体的な推進本部等に対する中で仕事を進めていけるようなことを考えていきたいというふうに思っています。

それから、生涯学習の関係につきましても、社会教育の部をつくるという中での方で、全体的な機関の調整の中で、新しい施策が生まれてくるというような形にさせていただいております。

それから、情報化の関係につきましても、情報公開、そのほかの問題につきましては、今、総務の方で検討されているところでございますが、これらについても対応ができるように仕事が進められております。さらには、拠点整備の関係についてもまちづくり、あるいは土地利用、そういった問題を中心にしまして、都市整備部の整備、あるいは用地課を都市整備部へ総務から動かすといったようなことの中での進めをしていきたいというようにございまして。

さらに、福祉センター関係、あるいは地域福祉計画の関係、そのほかと、それからさらにもう一つ大きな、最近の緊急の行政課題となっております部分に、廃棄物の処理、あるいはリサイクルの問題がございしますが、これにつきましても、課の独立という形で、一つの対応を図れるような形にさせていただいたところでございます。

このほか細かい点での事務事業の変更、そのほかの中では幾つかの課題、そのほかを、今までも御指摘をいただいているところでございますが、それぞれ、例えば自転車の駐輪対策については、総務部の方に課を新設することの中でやっていくといったような事柄を含めまして、新しく出てくる事案、あるいはこれからレベルアップしなければならぬ課題、そういったものについても十分に計画をし、それから実行ができるような方向でやらせていただければというふうなことを考えているところでございます。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） それでは私の方から二点にわたりました、御答弁申し上げます。

まず職員の増員に関係しての御質問でございますが、ここでこの制度が可決された場合に、先ほど説明いたしましたように十四名の増員がされまして、そのほかにもたまたまこの四月に欠員補充というような形で、三名ほど退職者がおりまして、そのほかにも新しく三名の職員、たまたま一名の休職が予定されておりました、ほか二名について多摩ライオン、あるいは広域処分組合等に平成四年度中に一応出向する、そういうふうな形で六名が予定されてございます。そういうことで四月一日現在に採用を必要とする職員につきましては、二十名と、そういう形になろうかと思っております。

それで現在の採用の状況でございますが、十月あるいは十一月にかけてまして、職員を募集いたしました、その中で十数名の職員につきまして内定と申しますか、決めてございます。これは欠員補充と、もう一つは年度間に欠員が生じた場合の補充と、そういうものを含めまして登録制度を市はとっております、それに基きまして予定してございますが、それでは当然この二十名の採用職員については充たされないわけでございます、どうしても再度募集をする、そういうふうなことが一方にありまして、もう一つは、これから二月以降に採用試験等を行うと、そういうふうなことがございますので、四月一日に間に合うかどうかかわりませんが、できるだけ四月一日にあわせるような形で、職員については整えていきたいと、そんなように考えております。

それからもう一点、職員の男女比の関係でございますが、現在四百三十七名の職員がございまして、そのうち男子職員が三百三十名、女子職員が百七名でございます。以上でございます。

○十三番（遠藤洋一君） 四つの質問で、もう一回質問したいと思っております。

一番目のサービスに関するところについての説明の中身、わかりました。それで私の方からもう一度質問したいのは、ほかの方の場合もそうなのですが、今までも基地対策に関しては、基地対策課という形での独立したものが必要ではないかということの指摘を再三行っているわけです。今回の組織条例の改正の中では、そのことについては、簡単に言いますと、市長公室の中で行っていくのだという形で出てきたのだというふうに思います。



これにつきましては、再度質問していきたいと思えますけれども、基地の対策、つまり基地との渉外もそうだけれども、渉外的な同時に住民対策、これまでも非常にE2Cの騒音、その他の問題がありまして、住民への例えば告知の問題であるとか、それから情報の伝達の問題であるということに関しては、再三の指摘を私の方でもしてきたわけだけれども、こうしたことについても、市長公室の中で、つまり対基地交渉ということの問題と、それから市民に対する対策の問題というふうな形で理解をしてよろしいのかということですか。つまり、それはもちろん苦情を受け付けることもあるでしょう。それから例えばE2Cが現実的に四日間飛ぶといったときに、こういった形で市民の皆さんにお知らせするかということ、私の方は要求しているわけだけれども、こういった性格も含めて、基地対策というのは、基地の対応ではなくて、市民対策も含めてだということふうに考えてよろしいかどうかということをおきたいと思えます。それから、次の新規事業のところについては、幾つかの説明をいただきました。情報公開も含めて、このようなことが行われ、あるいはリサイクルにつきましても行われているということ、新規事業に関する説明は大体出て、そちらの質問はないことにします。

それから、三番目の採用については、部長の方からは十数名内定をして、簡単に言えば、登録してあるという形だと思えます。それで、その数では充足していないわけで、今後、つまり再募集をするのだというふうになって、できるだけ四月に間に合わせるといふ答弁なので、すけれども、もしもこの条例が議会を通過していく形になると、四月一日からどうしたって施行しなければいけないわけですから、そのためには、僕はできるだけ間に合わせるではなくて、断固採用するのだと、四月一日からはこの数で行くのだというふうな形の答弁でもいただかないと、とにかく充足するかどうかかわからないけれども、条例だけ通してくださいみたいな話はちょっと不安が残るのですが、そこをもう一遍伺っておきたいというふうに思えます。それから、今の職員の男女比というのはわかりました。具体的に管理職の数についても僕の方でも把握してまされども、僕はちょっと市長に伺いたいのですが、やはり組織の活性化であるとか、あるいは雇用均等だとかの問題から考えても、あるいは女性の問題から考えても、女性の管理職を僕はもっとふやすべきだというふうに考えています。今、我が市では、例えば管理職の登用試験とか、その手の制度はない

わけですから、現実には仕事のしんしゃく、その他の中で決めていく、管理職を設定していく形になっていくと思えますけれども、ぜひ女性の管理職がふえるべきだと思えますけれども、その辺について、市長はどんなお考えをこれから持っていられるのかということをお伺いしたいと思います。ですから、今の基地の問題、それから採用の確定の問題、それから今の女性管理職の問題という形で再質問したいと思えます。

○市長（石川彌八郎君） 女性の管理職というふうなことでございますけれども、なるべくそういうふうなことは配慮はいたしておりますが、結果的にこういうふうな形になっておるということでございます、決して男性だから女性だからといったようなことは一向に考えたこともございませんし、これからもそういう点については十分に配慮していきたいと、こんなふうに思っております。

○企画財政部長（野沢久人君） 一点目の基地にかかわる問題ということでございまして、ここにつきましては市長公室という形になったわけで、部長ができるわけでございます。いずれにいたしましても、従来いろいろと、ここでも当然のこととして住民に対する問題を扱ってきているわけでございますが、それらのことを踏まえまして、今後も対応していくことになろうと思えます。なお、全体的には秘書広報等、広報、市民相談等もこのところでもって統括されるというようなことの中で、今後いろいろ考え方は出ていこうかと思えます。

○総務部長（森田 進君） 職員の採用の関係でございますが、市の採用の手続きといたしまして、まず筆記試験を行いまして、その筆記試験の結果を待ちまして面接試験を行う。面接試験の次に健康診断等を経た上で内定をすると、そういうふうな手続きを踏みまして、最終的に決定していくと、そういうことでございまして、これから二月に入りまして早速広報をさせていただきまして、それから二カ月間あるわけでございますが、その間のうちに、できるだけ四月一日に間に合わせるような形で採用を決めさせていただくと、そういうふうなことになるかと思えます。

一つ、最近採用の内定なり、そういう形で決まりましたけれども、別のところに行ってしまうと、そういうケースも実際として、今回も二、三例がございまして、そういったものを含めると、体制をすべて整え